

ミャンマー連邦共和国政府  
商業省  
連邦内閣事務所  
令状宣言書第 9/2013  
ネピドー、ミャンマー暦 1374 年 10 月 9 日  
(2013 年 2 月 4 日)

1－ミャンマー連邦共和国商業省から、輸出入法、第 13 条の（イ）で認められている権利によって、輸入許可品目の変更を宣言する。

輸入許可品目変更の布告

2－輸出入業者による輸入を禁止していた品目の中から、下記の品目を外国から輸入できる品目として変更することを決定した。

- (ア) チューイングガム (Chewing Gum)
- (イ) 菓子 (Cakes)
- (ウ) ウエハース (Wafer)
- (エ) チョコレート (Chocolate)

3－上記の食品を輸入する場合は、運用上の命令、指導に従うこと。

ウー・ウィンミン  
連邦大臣  
商業省  
ミャンマー連邦共和国政府

レター番号—サカ-11/2-18/2013(30)  
ネピドー、ミャンマー暦 1374 年 10 月 9 日  
(2013 年 2 月 4 日)

通達先

- 1－ミャンマー大統領事務所
- 2－連邦政府事務所
- 3－国会事務所
- 4－連邦上級裁所
- 5－国家憲法法判廷
- 6－連邦選挙委員会
- 7－連邦全内閣省
- 8－連邦最高弁護士事務所
- 9－連邦最高監査役部門
- 10－市民サービスの選択と研修部門
- 11－管区または州全政府事務所
- 12－秘書、ミャンマー投資委員会
- 13－局総長、税関管理局
- 14－局総長、国内税金管理局
- 15－局総長、漁業管理局
- 16－局総長、収入出金予想金融管理局
- 17－局総長、計画検査と開発報告管理局
- 18－局総長、貿易指導管理局
- 19－局総長、境界貿易管理局
- 20－専務取締役長、ミャンマーと外国の貿易する銀行
- 21－専務取締役長、ミャンマー経済銀行
- 22－専務取締役長、ミャンマー農産物商売
- 23－専務取締役長、印刷と本出版作業にミャンマー広報に載せて宣言するように依頼送信します。

最高役員、ミャンマー連邦共和国商人と工業手業の営業者総チーム

布告上

(トウアウンミン)  
事務室長